日田市朝日ヶ丘球場ネーミングライツ・パートナー募集要項

日田市では、日田市朝日ヶ丘球場の命名権者（ネーミングライツ・パートナー）（以下「パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

1 募集目的

日田市有施設等を有効活用し、市とパートナーが連携及び協力することによって、新たな財源の確保と施設等の運営の持続化及び市民サービス・施設の魅力向上を図ることを目的とします。

パートナーは日田市朝日ヶ丘球場に企業名等の愛称を表示することによって、企業等の PR はもとより、市の施策への経済的な支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2 募集対象施設

施設等の名称	日田市朝日ヶ丘球場
開館年	昭和47年
利用者数	11,665 人（令和7年度）
利用実績	全日本少年軟式野球大会予選、全日本学童軟式野球大会予選、日本スポーツマスターズ、市民体育大会、中体連
施設詳細	軟式野球場（11,495 ㎡）、両翼 91m、センター110m
施設等の写真	

3 募集条件

（1）契約期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）とする。ただし、市との協議によって令和9年4月1日から開始できないと認められる場合は、この限りではない。

（2）契約金額

年間 300,000 円以上とする。ただし、市との協議によって令和9年4月1日から開始できないと認められる場合、開始年度のネーミングライツ料は、日田市ネーミングライツ導入ガイドライン「6 ネーミングライツ料（2）」に定める方法によって計算する。

※消費税及び地方消費税を含む。

※別途準備等にかかる費用については、パートナーが負担すること。ただし、市の施設のホームページ、パンフレット等の内容変更については除く。

（3）応募資格

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
② 本市により指名停止等を受けているもの
③ 国税及び地方税を滞納しているもの
④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続きをしているもの（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く）。
⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
⑥ 公序良俗に反する事業を行うもの
⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
⑧ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行うもの
⑨ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められるもの

（4）契約条件

① 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行わないこととする。
② 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は行わないこととする。
③ 愛称が定着するまで（おおむね1年程度）は、条例上の名称を併記することとする。
④ 市の行政目的上、特に必要となる場合には、正式名称を使用する場合がある。

（5）愛称付与の条件

① 分かりやすさ、呼びやすさ等、市民の理解が得られる愛称とする。

② 愛称のいずれかの位置に「球場」または「スタジアム」の字句を用いることとする。

（6）ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ契約金額のほか、愛称の変更に伴い生じる各経費のパートナー負担は次のとおりとする。

区分	市	パートナー
敷地内外の看板等の変更及び新規設置 （施設看板・日田市内案内看板等） ※1		○
市ホームページ、市パンフレット、市の印刷物や広報の表示変更 ※2	○	
契約期間終了後の復旧 ※3		○

※1 市や指定管理業者、その他関係機関と協議の上、可能な範囲で行うこと。なお、看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、日田市有料広告掲載要綱、大分県屋外広告物条例等の関係法令等を遵守の上、パートナーにおいて必要な事務手続を行うこと。

※2 日田市又は日田市以外の団体が発行するパンフレット・広報等については、愛称使用開始日以前に発行、印刷されたものについては、表示変更しないものとする。

※3 その施行の範囲、実施時期及び内容は協議の上、決定することとする。

4 申込方法

（1）申込期間

令和8年11月2日（月曜日）～令和8年12月25日（金曜日）

※先着順とするため、上記の期間であっても（2）に定める提出書類が提出された場合は、この限りではない。

（2）提出書類

① ネーミングライツ申込書兼誓約書（第1号様式）

② 地域貢献の取組が分かる書類（任意の様式可）

③ 法人概要及び直近2か年の決算報告書

④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

⑤ 法人の納税（入）証明書（未納の税額（料金）がないことの証明）
（市税、県税、国税、社会保険料等）

（3）提出方法

応募書類（印刷物1部及び電子データ）を以下のいずれかの方法で提出すること

① 郵送（郵便書留）

② 持参（土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

（4）申込先

〒877-8601　大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市役所3階　文化スポーツ振興課スポーツ振興係（0973-22-8442）

（5）留意事項

申込みあたって、必要な経費は全額応募者の負担とし、申込書類等の返却はしないものとする。また、日田市情報公開条例に基づき公開することがある。

5 ネーミング・パートナーの選定方法

（1）審査委員会の設置

選定にあたっては、日田市有料広告掲載要綱第17条に規定する審査委員会において、総合的に審査し、優先交渉権者を決定する。

（2）選定基準

応募資格要件を満たしている全応募者を対象に、下記の評価基準を基に採点した結果、総合点が最も高い者を優先交渉権者とする。また、次点以下の交渉順位も決定し、評価基準の項目において、著しく低い評価点がある場合や、総合点数が6割以下の場合は、優先交渉権者を選定しない場合がある。

評価項目	評価基準	配点
愛称	親しみやすさ、覚えやすさ、施設との整合性	30
ネーミングライツ料	契約金額について	30
地域社会への貢献	市内に営業所等があるか	10
	地域貢献等について	10
経営の安定性	経営の安定性	10
指定管理 ネーミングライツ・パートナー	当該施設の指定管理者又はネーミングライツ・パートナーであるか	10
合計点数		100

（3）決定及び公表

日田市はネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者と協議を行い、合意に至り次第契約を締結するものとする。決定した場合、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について、広報ひた、市ホームページ等を通じて行う。

（4）契約の解除

契約締結度、パートナーが応募資格を喪失した場合又は信用失墜行為によって本施設のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、契約満了を待たずに契約を解除する場合があるものとする。この場合において、原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とし、市は当該年度分のネーミングライツ料の返還は行わないものとする。

6 問い合わせ先

日田市文化スポーツ観光部文化スポーツ振興課スポーツ振興係
電話番号　0973-22-8442
ファックス番号　0973-22-8328
メール　taiiku@city.hita.lg.jp